

京都市環境影響評価等に関する条例（以下「条例」という。）第8条の規定により，「奈良線第2期複線化事業に係る配慮書案」が提出されましたので，条例第9条第1項の規定に基づいて，次のとおり公告するとともに，配慮書案を縦覧に供します。

また，条例第11条第1項の規定により，配慮書案の内容について，環境配慮の観点からの意見書を次の4のとおり提出することができます。

平成25年11月5日

京都市長 門川 大作

1 事業者の氏名及び住所等

(1) 事業者の名称 西日本旅客鉄道株式会社

(2) 代表者の氏名 代表取締役 真鍋 精志

(3) 主たる事業所の所在地 大阪市北区芝田2丁目4番24号

2 対象事業の名称，種類及び規模

(1) 名称

奈良線第2期複線化事業

(2) 種類

鉄道の建設の事業（複線化延長）

(3) 規模

複線化延長14km（京都市域4.4km）

3 配慮書案の縦覧の場所，期間及び時間

(1) 縦覧の場所

京都市環境政策局環境企画部環境管理課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 北庁舎8階

(2) 縦覧の期間

平成25年11月5日から同年12月5日まで（土曜日，日曜日及び国民の祝

日に関する法律に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

「午前9時から正午まで」及び「午後1時から午後5時まで」

(4) 配慮書案のインターネットを利用した閲覧について

京都市環境政策局環境企画部環境管理課のホームページから、配慮書案を閲覧することができます。

URL <http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000157872.html>

4 意見書の提出期限等

(1) 提出期限

平成25年11月5日 から 同年12月5日 まで

(2) 提出先

京都市環境政策局環境企画部環境管理課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 北庁舎8階

(3) 意見の内容について

「環境配慮の観点からの意見」に限ります。

(環境政策局環境企画部環境管理課)